

ジェンダー視点から見たルソーの戦争論

——ルソー型国家は膨張する国家なのか——

鳴 子 博 子

- 一 問題の所在—授乳と戦争—
- 二 ルソー型／デカルト型人間の相互不完全性とその克服
- 三 あるがままの家族と全面譲渡
- 四 創り出す家族・創り出す国家とその連関
- 五 ルソー型国家は膨張する国家なのか
- 六 結びにかえて

一 問題の所在—授乳と戦争—

本稿はルソー (J.-J. Rousseau, 1712-78) の主著『エミール』(一七六二)の分析を中心にしてルソーの戦争論の意味を明らかにしようとする試みである。ジュネーヴ共和国に生まれフランス革命を見ずに没した啓蒙の異端者ルソーに

ジェンダー視点から見たルソーの戦争論 (鳴子)

三五七

とつて戦争とは何か。戦争論の先達、まずはスペイン・ハプスブルク家と対峙した海洋国オランダの政治家・理論家グロテウィウスにとつての戦争、次いでイングランドの革命・内戦期を生き抜いた思想家ホッブズにとつての戦争と、ルソーにとつての戦争との間にはいかなる異同があるのだろうか。戦争は、ルソーの思想・理論体系の中でどのような意味を持つのだろうか。あらゆる戦争を否定、廃絶しようとする絶対平和主義者ではないルソーにとつて、容認され肯定される戦争とは何か。私たちは前稿「ルソーのリプロダクション論と18世紀―授乳と戦争―」⁽¹⁾に続き、『エミール』第5篇の以下のパラグラフを問題にする。

妊娠からつぎの妊娠までのあいだをどんなに長く仮定してみたところで、女性は、危険をとまわずに、そんなに急激に、かわるがわるに、生活法を変えられるだろうか。きょうは赤ん坊に乳をやり、あしたは戦争に出るといふようなことができるだろうか。その体質や好みを、カメレオンが色を変えるように、変えられるだろうか。急に家庭の仕事をほうりだし、家の外へ出て、大気に身をさらし、戦争の労苦、苦難に耐えるというようなことができるだろうか。あるときは臆病で、あるときは勇敢に、あるときは虚弱で、あるときは頑健になれるだろうか(後略)(傍点は筆者)⁽²⁾。

このルソーの言説を見逃すことなく反駁したのが『女性の権利の擁護―政治および道德問題の批判をこめて』(二七九二)の著者ウルストンクラフト(Mary Wollstonecraft, 1759-97)である。⁽³⁾ウルストンクラフトは、同書第5章「女性を軽蔑に近い憐れみの対象としてきた著述家たちに対する批判」の筆頭にルソーの『エミール』を挙げ、その男女

差別教育を論難し、さらに第9章「社会に根を下ろした不自然な差別から生まれる有害な結果について」において、次のように述べている。

女性が男性よりも劣っている証拠をあげるために、ルソーは、女性は、育児室から離れて野営地に行けるのか！と、勝ち誇りながら叫んだことを、私は知っている。⁽⁴⁾

女性の人生を狭い領域に縛りつけ、その能力、才能の開花を押し止めている当時の社会の現状を憂え、女性の社会的地位の向上を模索した女性思想家の応答として、その批判は出るべくして出たものであっただろう。男女平等、性差別の撤廃を求めるフェミニズム、とりわけ性別役割分業論（特性論）と結びつきがちな生物学的性差（セックス）を重視する思想を警戒し、批判するフェミニスト主流派が、ウルストンクラフトのルソー批判を支持、継承してきたのもまた、当然のことであるだろう。しかし筆者はそうした批判の意義、意味を受け止めつつ、同時に、ウルストンクラフトとそれに続く批判者たちに対する、ルソー研究側からの建設的な再批判が必要であると考えた。なぜならそれらの批判がルソー思想の一面的な理解に留まった外在的な批判であると考えられるからである。そうした問題意識から、本稿は前稿に続き、ルソーの「女性Ⅱ授乳・男性Ⅱ戦争」の思想・理論の内在的な分析を進めてゆくが、前稿が授乳を軸に据えた考察であったのに対して、本稿では、授乳と戦争との関係の分析を通してルソーの考える戦争の意味を掘り下げる。前稿では、なぜルソーは、たとえば「女性Ⅱ家事育児・男性Ⅱ労働」ではなくて、「女性Ⅱ授乳・男性Ⅱ戦争」を対としたのかを出発点の疑問としたが、本稿では、さらになぜルソーは授乳という命を「育む」行為

と戦争という命を「奪い奪われる」行為とを対にしているのか、という疑問も提示する。これらの疑問を解きほぐす作業は、ルソーの構想する家族と国家——小さなパトリ（祖国）、大きなパトリ（祖国）と呼ばれる——の関係、連関はいかなるものであり、それらがルソーの政治構想の中でどのような機能や存在意義を有するのか、戦争とどうかかわっているのかに答えることにつながるだろう。

ところで、このような問題意識を持ってルソーの戦争論の内実を迫ろうとする私たちにとって、看過しえない問題が投げかけられている。それは近年、ルソーのテキスト『戦争法の諸原理』をG・シルヴェストリーニとともに校訂し、一つの論考にまとめたB・ベルナルディによって提起された見解である。⁽⁵⁾ベルナルディは、国家に膨張する内在的な必然性を認めるが、契約国家（ルソーの構想する国家）でさえ膨張する危険性があると見ている。筆者はこの見解に疑問を覚える。一般意志を基軸にした契約国家（ルソー型国家）が膨張する危険性、可能性があるという見立ては、果たして妥当なものなのだろうか。契約国家⇨ルソー型国家と非契約国家（契約国家以外の現実の国家）の弁別、あるいは「国家」そのものを改めて検討する必要があるのではないだろうか。そこで、筆者は本稿の仮説として「ルソー型国家」は膨張しない国家であるを提示して、ここから具体的な分析に進むことにしよう。

二 ルソー型／デカルト型人間の相互不完全性とその克服

前稿で分析したように、女性の務めが母の義務、授乳、母乳育にあるとすれば、⁽⁶⁾男性の務めが戦い、戦争にあるとはどういうことか。ルソーは、女男のあり方、役割は、セックス、なかでも、絶対的性差（生殖に関わる妊娠・出産・

授乳⁽⁷⁾により規定されると考えており、ルソーの家族・国家構想における論理的順序は「戦争と授乳」とはならず「授乳と戦争」となる。それはなぜか。順を追って説明してゆこう。

まず、女性は母となつて、家族を育み守る者である。母と父と子からなるこの最小の社会は、ルソーによって「小さなパトリ（祖国）」と呼ばれる⁽⁸⁾。女性は「小さなパトリ（祖国）」の守り手と位置づけられている。それに対して、男性は、妊娠・出産・授乳（母乳育）のできない者、すなわち非女性と捉えられる。非女性たる男性は、母になれないことから、別の務めを担わされる。それが戦争である。ならば、ルソーの言う「戦争」とは何かが問われなければならない。しかしこの本稿の中心的な問いに答えるためには、私たちは授乳を担う母（女性）と戦争を担う父（男性）とが、どのように捉えられ、その女男の関係がいかにな規定されているかを、まずルソーの言説の中で確認し、それを解析することが必要である。私たちの注目するパラグラフを以下に示そう。

（前略）女の理性は実践的な理性で、それは、ある既知の目的を達成する手段をみいださせるにはきわめて有能だが、目的そのものをみいださせない。男女の相互関係は驚嘆すべきものだ。その関係から一個の道徳的人格が生じ、女性はその目となり、男性はその腕となるのだが、しかし、両者は相互的な依存状態におかれ、女性は見る必要のあるものを男性から教えられ、男性はなすべきことを女性から教えられる。もし、女性も男性と同じ程度に根源にさかのぼることができ、男性も女性と同じ程度に細かいことに気がつくとするれば、両者はいつもたがいに独立していて、たえまない不和のうちに生き、相互の関係はうまくいかなないことになる。ところが両者のあいだに支配する調和によって、すべては共同の目的に向かつて行く。（中略）それぞれが服従しながら、両者と

もに主人なのだ。⁽⁹⁾

このパラグラフには、多くの読み手に、とりわけ女性読者に、ルソーが女性を男性より劣った存在としてしていると判断させ、あるいは少なくとも疑わせる問題の言説が並んでいる。それらを列挙してみよう。

- i (実践的理性) 女性の理性は男性(人間)の理性と区別され実践的な理性と呼ばれる。
- ii (目的自体は見出させない) 実践的な理性は既知の目的を達成する手段の発見には有能だが、目的自体は見出させない。
- iii (見る必要のあるものを教えられなければならない) 「目」である女性は、見る必要のあるものを男性から教えられる。
- iv (根源に遡れない) 女性は男性ほどには根源に遡れない。

けれども、ここで、男女は相互依存状態にある、服従しながら両者とも主人であるとしたルソーの言葉を単なるレトリックと受け取らずに、立ち止まってルソーの哲学の中に捉え直すところだろうか。「わたしたちにとっては、存在するとは感じるのだ。わたしたちの感性は、疑いもなく、知性よりも先に存在するのであって、わたしたちは観念よりも先に感情をもったのだ」⁽¹⁰⁾ というルソーの言葉にも注意を向けよう。これは、「我思う故に我あり」とするデカルト哲学を摂取した上でのルソーによる批判的応答である。ルソーは、人間存在全般を、考える存在である前に

感じる存在であると規定する。そこがルソー哲学の肝であり、特質である。あらゆる人間における、感じる存在の先行性をルソーは主張する。しかしそこから、ルソーは、男女の性差に着目して、人間を、より多く感じる存在（女性）とより深く考え判断する存在（男性）とに振り分けるのである。以上の点を踏まえて、以下、考え判断する存在を「デカルト型人間＝男性」、感じる存在を「ルソー型人間＝女性」と表すことにし、先に列挙した i～iv をもう一度、検討してみよう。

i 〈実践的理性〉「感じたり感じなかつたりすることはわたしの自由にならない」⁽¹¹⁾とルソーは言う。これは、男性でありながら女性性の強いルソー自身の偽らざる内観、直観であるが、このことは、もちろん「ルソー型人間＝女性」に当てはまる。「ルソー型人間＝女性」は、感じることを止められないために、周囲のさまざまな意見や感情を否応なく感じてしまう。周囲からもたらされる情報の遮断が困難であるため、女性は自分の理性を、自分のためだけに使うことができず、周囲のさまざまな事柄の処理、対応に追われることになる。女性は、他者に受け入れられ、自身の行いを他者に認めてもらうことが求められる、とされる。「世の中というものが女性の読む書物だ」⁽¹²⁾とルソーが言うのはこのような意味においてである。ルソーは、女性が理性を行使する対象や、理性の活用の特徴を捉えて、実践的な理性と呼んでいる、と考えられる。

ii 〈目的自体は見出させない〉「ルソー型人間＝女性」が目的それ自体を見出さないのはなぜか。他者に受け入れられ認められることの重要な女性にとって、目的は外側、他者の側にある。女性は、すでに見出された目的達成のための努力を惜しまず、巧みにその目的に到達することもできる。しかしそれと引き換えに、女性は、自分だけの内発

的な目的を見出すことがない、と捉えられている。

iii (見る必要のあるものを教えられなければならない)「ルソー型人間Ⅱ女性」の「目」は、意識して見る(感じ取る)のではなく、周囲の多くのものが見えて(感じて)しまう。見える(感じる)ことを止められない女性は、入ってくる大量の情報の中から重要な情報を取捨選択し、それを意識して見る(感じ取る)ための目的それ自体を、「デカルト型人間Ⅱ男性」から教えられる必要がある、と考えられている。

iv (根源に遡れない)「あらゆる行動の根源は自由な存在者の意志にある」⁽¹³⁾とルソーは言う。女性が男性より根源に遡りにくいとはどういうことか。自分自身の目的は、内奥の自分の意志から発する。根源とは、自分自身の意志の向かう先にある。女性は、そもそもすでに知られた目的の実現に力を尽くし、自分だけの目的を見出すことがないとされているのだから、自分の目的の源泉である自身の意志の向かう先に溯ることが困難である、とされるのである。ルソーは「ルソー型人間Ⅱ女性」の不完全性をこのように見ている。

それでは、「デカルト型人間Ⅱ男性」の不完全性についてはどうか。女性ほど感じることにない男性は、特に情報を遮断する必要もなく、自分の意志で自分の重視する問題に向かい、その問題を深掘することが可能である。ルソーは、男性の中に自由な意志を見て取っている。しかし、同時にルソーは、我が道を行く男性には、周りがよく見えていないという視野狭窄や感情の乏しさを、不足が原因で、事物の探究が恣意的、独断的となる危険が常にある、とも見ている。「デカルト型人間Ⅱ男性」の表象は「腕」であるが、「腕」は、「ルソー型人間Ⅱ女性」の「目」で捉えられた周囲の状況や他者の感情を教えられる必要がある。「デカルト型人間Ⅱ男性」が「ルソー型人間Ⅱ女性」からなす

べきことを教えられるとは、こうした意味においてである。ルソーは「デカルト型人間＝男性」の不完全性をこのように捉えている。

以上のように検討を加えてゆくと、先に述べたフェミニストたちのルソー批判は『エミール』の中で論じられる女性の不完全性、劣等性をもつばら問題にして、それへの反駁という側面が強く、男性の不完全性、弱点については問題にしてこなかったように思われる。しかしながらルソーの構想にあつては、見る必要のあるものを教えられることとなすべきことを教えられることは、等しく求められ、これら二つのことに価値の上下はない。女性の不完全性と同様に、男性の不完全性を認識しそれを克服することは、解決すべき大問題だからである。なぜなら、繰り返しを恐れずに言えば、ルソーは、男女がともに不完全な存在であることを明らかにした上で、相互依存状態にある――男女が服従しながら、ともに主人である――男女一組（夫婦）の不完全性の克服を問題にしているからである。女性の不完全性を男性が補い、かつ、その逆に男性の不完全性を女性が補うことが、男女一組の道徳的、人格的「完成」をもたらすと主張しているからである。理性と感情とは対等であり、感情による理性の「完成」が求められる。ルソーは言う。

「かれを行動し思考する存在につくりあげた。人間として完成させるには、人を愛する感じやすい存在にすること、つまり感情によって理性を完成することだけが残されている」⁽¹⁴⁾と。

ここで、ルソーの「完成」概念の含意、特徴について一言付け加えておこう。一般に、「完成」という語は、文字

通りの完成、誤ることなき到達(点)を意味するもの、と解される。だが、ルソーの用いる「完成」は、最終的到達点としての「完成」と解すると、ルソーの意図がむしろ不明瞭になってしまふように思われる。そうではなくて、ルソーの「完成」は、有限者が、自身が有限であることを自覚しつつも、無限の目標、目的を目指すプロセスの中で、それぞれの段階で果たす達成、到達点といった意味を持っている。したがって私たちは、「完成」を文字通りの完全性、終点と捉えるのではなく、目的体系や歴史上の運動、循環過程の中の一応の到達点と捉えるべきである。

本章を小括しておこう。ルソーが『エミール』において構想する家族は、「ルソー型人間Ⅱ女性」と「デカルト型人間Ⅱ男性」とが相互の働きかけによってそれぞれの不完全性を克服し、男女(夫婦)一組の人格、言わば「ルソー・デカルト統合型人間」(まるで合体ロボットのようなが)が生成され、一応の人格的、道徳的「完成」をみる場であると位置づけることができる。

私たちは、以上のように、女男それぞれの不完全性の態様と女男の相互的働きかけによる不完全性克服の処方箋とを確認したが、このようなルソーの人間観、性的差異論とヨーロッパ思想の底流にあるキリスト教思想、とりわけ、その中心に位置する原罪観との関係を問うてみる必要があるだろう。カトリック、プロテスタントを問わずキリスト教の教義の根幹に原罪があり、アダムに對置されるイブの罪深さ(アダムの肋骨からイブが生まれ、イブが神の授けた掟を破つて禁断の果実を食べたという旧約聖書・創世記の記述)から、ヨーロッパ思想の中に女性蔑視・女性嫌悪(ミソジニー)の觀念が脈々と受け継がれていることは否定できない事実である。しかし、ルソーは原罪観と相容れない人間の本質的な善性(自然的善性)を、その思想の根幹に据えていたことを再確認しておかねばならない。¹⁵⁾ルソーが重視するのは、聖書の中でも新約聖書のみであり、新約聖書の中でも福音書のみであり、しかもルソーが尊重、崇敬するのは、福音

書の記述そのものではなく、その精神のみである。それだけではない。ジェンダー視点から改めて捉え直してみると、アダムに対して劣位に置かれたイブ、もつと言えば、〈神―男性―女性―動物〉という序列、つまり不完全な人間の中でも、神により近いのは男性、動物により近いのは女性、といった序列、発想がルソーの思想の中にはまったく見出せないこと、したがってルソーの理論とキリスト教信仰との間の隔たり、断絶があることを強調しておくべきだろう。念のため付け加えておけば、ルソーは聖母マリアに言及していないし、ルソーの母の思想、理論とマリア信仰とに關係は見られない。

三 あるがままの家族と全面譲渡

二〇世紀のフェミニズムの理論的典拠『第二の性』（一九四九）の中で、ボーヴォワールは私有財産の出現以降、とりわけ有産者の女性たちが家父長制の下で犠牲にされてきたヨーロッパの歴史を叙述し、家父長制の内実、夫婦（男女）關係について次のように述べている。

「夫は妻を性的な面だけでなく、道徳的、知的に「形成する」。夫は妻を教育し、見張り、妻に自分の刻印をおしつける⁽¹⁶⁾」。

二〇世紀のフェミニズムの中軸に家父長制批判があることは言を俟たない。それゆえ、家父長制を維持、強化するこ

とに役立つと見なされる理論、思想は当然、批判対象となる。ボーヴォワールは『第二の性』の、一八世紀の思想家、哲学者たちを俎上に載せた記述部分で、女を男と同等と評し女に好意的な者と、そうでない者との二派に分けて論評しているが、対等派、好意派にヴォルテール、デイドロ、エルヴェシウス、ダランベール、コンドルセといった啓蒙思想家を並べ、モンテスキューさえその列に加えている。対して、女への劣等視派、非好意派と言えば、『女の靈魂についての論争』（二七四四）の作者とルソーを挙げるのみである。ボーヴォワールは、『女の靈魂』の作者の名を記してさえないので、一八世紀啓蒙の思想家に限れば、その主要な批判対象はルソーということになる。ボーヴォワールは一刀両断に次のように言う。

「ルソー〔スイス生まれの啓蒙思想家〕はブルジョア階級の代弁者となって、女を夫と母性に運命づけている。「女の教育はすべて男に関係したものでなければならぬ。∴女は男に譲歩し、男の不当な仕打ちにも耐えるようにできているのだ」と断言する¹⁷⁾。

ボーヴォワールは、このようにルソーの言説に名指しで批判を加えた。日本においても、ルソーの家父長制国家論批判がなされたことは周知の事柄に属する¹⁸⁾。しかし、筆者はここで、そもそもルソーは家父長制論者であるのかという問いを立てる。ルソーの家族構想は、家父長制論と呼ぶにふさわしいものなのだろうか。さらに、ルソーはブルジョア家族の代弁者、準備者と言えるのかという問いも先の問いに付随して出てくる。筆者は、フェミニズムのルソーに対する家父長制批判がこれまで、ほとんどなんの疑問も持たれずに思想界、言論界で保持されてきたのは、フェミニ

ストのルソー批判に対して、ルソー研究者が有効な再批判をしてこなかったことに原因があるのではないかと思う。つまり、家父長制論者ルソー、ブルジョア家族の原型づくりに寄与したルソー、といった理解が続いてきたことの責の多くは、フェミニズム側にあるというより、むしろルソー研究側にあるように筆者には思われるのである。

「人間がつくったものはすべて人間がぶちこわすことができる」⁽¹⁹⁾とルソーは明言する。ルソーの、当時のあるがままの国家、社会への批判、否定は読者の認めるところである。われわれは「人間」にならなければならぬ、「人間」の地位は国王の地位とは比べ物にならないほど価値があるとルソーは説く。⁽²⁰⁾「国王の位などは卑怯者でも悪人でもばか者でも、だれでもけっこう占めることができる」⁽²¹⁾とルソーは言い放つ。

さらに、社会観、国家観の問題はルソーの歴史観とも深く関わっている。そこで筆者がこれまでの一連の論考においてルソーの歴史観をどのように捉えてきたのか振り返っておこう。筆者は、歴史の連続性を強調するルソー解釈に対して、歴史の切断、断絶性を強調する理解を対置させ、後者の断絶説を採るべきことを論じた。⁽²²⁾本稿で展開するパトリ（祖国）論の文脈に引き寄せて言い直すとすれば、現実の国家である、あるがままの国家と構想される「大きなパトリ（祖国）」との間の歴史過程には連続性ではなく、切断がある。つまり、新国家の創設、すなわち立法の前に、革命と全面譲渡がなければルソーの捉える人類史の転回はいえられない、ということである。歴史の質的転化、飛翔が、「人間不平等起原論」でルソーが「過度の腐敗の結果」としての自然状態と呼んだ、⁽²³⁾あるがままの国家の終末期と『社会契約論』で構想される新国家Ⅱルソー型国家の創設との間に横たわっていると解するのである。ルソーの言う革命とは、それまで人々の中で生きてきた／生きてこざるをなかつた社会制度——社会全体を覆うネットワーク（綱目）と言ってもよい——を死守しようとする人々とそれを断ち切ろうとする人々との間で力と力が激突し、社

会的、経済的、政治的、宗教的なこれまでのあらゆる秩序が打倒される、いわば全面的な革命を指している。⁽²⁴⁾ 革命は現実化していないが、ルソーはけっしてユートピアとして革命を語っているのではない。「エミール」で吐露される「わたしたちは危機の状態と革命の時代に近づきつつある」⁽²⁵⁾との時代認識は『社会契約論』で提示される政治構想と突き合わせて理解されるべきである。ルソーの実人生との関連で言えば、『社会契約論』（一七六二年四月）と『エミール』（同年五月）の出版によって、その著者に逮捕状が出され、以後、ヨーロッパ中を逃げ回る逃亡生活を余儀なくされたのは、ルソーの理論・構想の持つ破壊力を当局がある意味で的確に判断した結果であったのであり、単に、爾後、徐々にルソーの内面で膨らんでゆく「被害妄想」のせいには帰するわけにはいかないのである。

ところで、全面譲渡とは、こうした全面的な革命の後に、人々が一人一人、物質、精神の両面でこれまで保持してきたすべてのものを、文字通り、いったん捨て去ることを意味している。こうした歴史の切斷、歴史の飛翔としての革命と全面譲渡の理解がルソー研究の中で脇に追いやられてきたのは、おそらく現実の世界で起こったフランス革命やロシア革命を中心とした諸革命が多くの人々を解放し、未来を切り開いた正の側面の評価より、革命のプロセスの中で少なからぬ人々の血が流された暴力革命の負の側面や革命後に出現した独裁体制を忌避する人々の心理、態度とが無縁ではないように思われる。そうした状況の中で、場合によっては、ルソーの理論を救おうとして、かえってルソーの体系の中の重要な環である革命と全面譲渡を抽象的な概念と見なしたり、軽視もしくは無視する結果になったのではないかと推測される。⁽²⁶⁾

再び、ルソーの内在的な分析に戻ると、革命のみならず文字通りの全面譲渡が、社会契約に基づくルソー型国家の創設（立法）を可能にする不可欠の条件とされている。単に個人の財産をいったん棚上げにする、白紙化する、といっ

た物質面の譲渡だけでなく、信仰を初めとするあらゆる信念、信条をいったん捨てることがルソーの構想する国家創設（立法）の要件とされているのである。以上のように、筆者はルソーの国家構想、政治構想に関しては革命および全面譲渡の位置づけ、意味づけを行ってきた。全面譲渡の中には、既存宗教（教会・教団のキリスト教）の廃棄、白紙化も含まれていることを繰り返し強調してきた。新国家の宗教、市民宗教は、それゆえ、既存のキリスト教の否定、廃棄を前提にし、新しく創設された祖国のために生み出された新しい宗教と位置づけられた。⁽²⁷⁾

こうした理解に立つとすれば、全面譲渡によってそれまでの家族は、特に、それまでの夫婦（男女）関係はどのようなのか。ルソーが批判するあるがままの国家、社会で、人々の結婚を支配、管理していたのは既存宗教、つまりカトリック教会やプロテスタント諸教団であった。それゆえ、全面譲渡を経たルソー型国家において、教会（教団）と密接なかかわりを持っていたあるがままの国家の下で夫が自分の遺伝子を受け継ぐわが子（嫡出子）に確実に財産を相続させるために妻や家族を支配してきた、家父長制という仕組みだけが無傷で温存される、というのはありえない想定である。ルソーは言う。

「人間であり市民である者は、だれであろうと、自分自身のほかにはどんな財産も社会にあたえることはできない。ほかの財産はすべてかれがどう考えようと社会のものだ。（中略）人はみな自分のもっているものをいっさい借りているのだから、自分のためにしか支払いをすることができないし、どんな父親にしろ、仲間にとって無用な人間でいられる権利を息子に譲り渡すことはできないのだ。ところが、あなたの考えによれば、父親は息子にその富を、つまり労働の証拠と代償を、譲り渡すことによって、まさにそういうことをしているのだ。自分でかせ

がないものをなにもしないで食っている者は、それを盗んでいるのだ。だから、なにもしないのに国家から支払いをうけている年金生活者は、わたしの目から見れば、通りかかった人を犠牲にして生活している山賊とほとんど変わらない。(中略) だから、働くことは社会的人間の欠くことのできない義務だ。金持ちでも貧乏人でも、強い者でも弱い者でも、遊んで暮らしている市民はみんな悪者だ」⁽²⁸⁾。

それまでの家父長制家族すなわち、あるがままの家族も、あるがままの国家同様、廃棄されると捉えられねばならない。全面譲渡を経たルソー型国家での立法で、市民たちは、家族の所有をどこまで権利として認めるのか、家族の財産相続を容認するのか、容認するとしたらどのような範囲でなのか、についても当然、その基準を定めることになる。創り出す家族・国家の誕生は、それまでの財産システムを白紙化し、根底的にそのシステムをつくりかえることを必然的に伴っている。そうであるならば、ルソーの創り出す家族・国家の理論をブルジョア的家父長制国家論と呼ぶことは到底できないだろう。フェミニズムによるルソー批判、ルソーの家父長制国家批判に影響されすぎて、私たちがルソーを家父長制論者と考えてきたこと自体に問題があつたのである。そうではなくて、ルソーはこれまでの家父長制を破壊した上で、家父長制ならざる新しい家族の構想を提示した、と解すべきなのである。

以上から本章を小括しよう。ルソーは、ボーヴォワールの指摘とは異なつて、夫(男)を豊かな感受性、感情によつて、道徳化する役割を女性に振り分けていた。夫婦(男女)は、一方(夫)が他方(妻)を一方的に形成するもの、教育し、見張るものとはされなかつた。そうではなくて、ルソーの考えをボーヴォワール流に表現し直すと、夫婦(男女)は、互い、互いを、「形成」(完成)するのである。二章で分析の組上に載せたパラグラフの最後の文言「それぞれが

服従しながら、両者ともに主人なのだ」を想起すべきである。『エミール』のエンディングの、二五年間エミールを導いてきた教師の以下の言葉の中には、夫婦がそれぞれ主人（夫）と指導者（妻）と表現されている。エミールの伴侶ソフィーに対し教師は「エミールは、あなたの夫になることによって、あなたの主人になった」⁽²⁹⁾と言い、エミールに対しては「人間には、一生のあいだ助言と指導が必要だ。（中略）ここに、これからのあなたの指導者がいる」⁽³⁰⁾（傍点は引用者）と言う。要するに、私たちは、ルソーの政治構想を、「家父長制国家論」としてではなく、あるがままの家族・国家の全面譲渡を前提とした創り出す家族・国家（大小二つのパトリ）の構想として捉え直すべきなのである。

四 創り出す家族・創り出す国家とその連関

ルソーは『人間不平等起原論』において、あるがままの国家が、政府の一応機能する比較的長い合法期を経た後とはいえ、結局のところ、「過度の腐敗の結果」としての自然状態、すなわち、第二のホップズ戦争状態（専制主義）に陥る、国家の変遷・転化の歴史を理念的に描出している。⁽³¹⁾ 社会と所有の発生後、出現した第一のホップズ戦争状態から人々を救うために設立された（はずだった）あるがままの国家が、第二のホップズ戦争状態（専制主義）に行き着いてしまう根本原因を、ルソーは端的に、国家設立時のそもそもその組成の悪さに求めている。⁽³²⁾ ところで、国家とは、軍隊であれ警察であれ、暴力装置を内に保持する権力装置、暴力管理装置であると定義することができる。ルソーは、国家生成のプロセスに関しても、枝葉を捨象して本質部分だけを記すのであるが、あるがままの国家の設立に乗り出したのは少数派の富者で、彼ら富者が多数派の貧者の同意を取りつけはするものの、富者主導で富者に都合のよい形

に、公権力の保管、つまり暴力の管理、統御装置を整備していった点を強調する。なぜ暴力をコントロールする目的で始まったはずの国家が、再び暴力化、しかも最悪の形で暴力化してしまうのだろうか。

私たちは、それゆえ、こうした問いを中心に、あるがままの国家の歴史をジェンダー視点から捉え返してみなければならぬ。そうすると、『人間不平等起原論』のあるがままの国家史は、男性による男性のための国家が失敗に終わった歴史だったと捉えることができるように思われる。あるがままの国家の歴史が失敗だったのは、男性（の理性と意志の力）だけでは、暴力のコントロールが困難だったからではないか。あるがままの国家史を繰り返さず、政治（国家）の戦争状態化、暴力化を阻んで、政治（国家）の道德化を実現するためにこそ、女性（の感受性、感情の豊かさ、良心）の働きかけが必要なのではないか。こうした視座から『社会契約論』冒頭（第一編第一章 第一編の主題）の以下のテクストも改めて読み直してみよう。

「もし、わたしが力しか、またそこから出てくる結果しか、考えに入れないとすれば、わたしは次のようにいうだろう——ある人民が服従を強いられ、また服従している間は、それもよろしい。人民がクビキをふりほくことができ、またそれをふりほくことが早ければ早いほど、なおよろしい。なぜなら、そのとき人民は、「支配者が」人民の自由をうばったその同じ権利によって、自分の自由を回復するのであって、人民は自由をとり戻す資格をあたえられるか、それとも人民から自由をうばう資格はもともとなかったということになるか、どちらかだから。しかし、社会秩序はすべての他の権利の基礎となる神聖な権利である。しかしながら、この権利は自然から由来するものではない。それはだから約束にもとづくものである。これらの約束がどんなものであるかを知

ることが、問題なのだ。⁽³³⁾

「力force」という語に注目しよう。わざわざマキャヴェリを引き合いに出さずとも、力を視野に入れない政治論は空虚である。が、同時に、力のみに終始する政治論は理念なき現実論にすぎない。しかしそれだけではない。ここで着目すべきは、ルソーの力との向き合い方、力へのまなざしのユニークさである。ルソーは強いられる服従を直ちにやめよとは言わずに、それはそれでよしとする。もちろんやめられれば、それにこしたことはないとするが、その場合にも、力を打ち倒すとは言わずに、クビキを振りほどくと表現する。それは単なる修辞ではなく、ルソーの思想の特質を表している。と筆者は考える。こう言つてよければ、ルソーの力との向き合い方はかなり女性的であり、思想家ルソーの中の女性性が色濃く表れ、受動性と能動性とが交差する、独特の立論になっているように思われる。このようにルソーは『社会契約論』冒頭で、力を視野に入れながらも、政治を権利や正義に結びつけ、力に終始しない政治の道徳化構想の展開を宣言する。『人間不平等起原論』と『社会契約論』、『エミール』は、質的な転換（言い換えれば歴史の切斷）を伴いつつ結節される。強いられる服従の期間とは、『人間不平等起原論』の第二のホップズ戦争状態を指し、この状態と『社会契約論』の国家の創設との間には、革命と全面譲渡が挟まっていると見なされるからである。それでは、ルソーは力に終始しない政治をいかなる方途によつて可能にしようとするのか。

ルソーが『エミール』で論じた家族構想（小パトリ論）と『社会契約論』で論じた国家構想（大パトリ論）との関係がまさに問われなければならない。まず、小パトリから見よう。政治（国家）の道徳化に対して小パトリはいかなる貢献をなすのか。その問いを解く鍵はルソーの言う男女の非対称性にあるように思われる。「女と男はたがい

相手のためになるように生まれついているが、相互の依存状態は同等ではない。男はその欲望によって女に依存している。女はその欲望とその必要によって男に依存している」とルソーは言う。⁽³⁴⁾ 欲望だけで女性と結びつく男性は、結婚という装置がなければ、女性から女性へ渡り歩き、一人の女性と緊密で継続的な関係をほとんど持たないだろう。ところで、ルソーの立論の独自の点、興味深い点は、同じく結婚と言っても、家父長制家族における結婚は、夫が自身の嫡出子に家督・財産を確実に継がせるために、妻を家に留め置き、縛りつけておく制度であるのに対して、ルソーの創り出す家族（小パトリ）の結婚は、妻が夫を家族という親密空間に、強く結びつけておく装置であることにあると筆者は考える。では、夫を妻の下に強く結びつけておくことがなぜ必要なのだろうか。それはルソーの構想においては、小パトリが、感受性や感情に乏しい夫が妻から周囲の状況や人々の感情を教えられる場であればならぬいからである。本稿第二章で分析したように、女性より感受性、感情が乏しく、自分の意志に集中する結果、独断、独善に陥る危険性を多分に持つ男性は、家族という小さく緊密な空間で、常に妻と接し、繰り返し妻から助言を得なければ、感じやすく道徳的な存在になることなどできないと考えられているからである。つまり、創り出す小パトリは、男性の（女性にとってもだが）人格的成長、道徳的「完成」にとって不可欠の装置とされているのである。敷衍すれば、欲望のみによって女性と結びついている男性が、人格的、道徳的「完成」を果たすためには、どうしても男性が小パトリ（創り出す家族）と揺るぎない関係を持つことが必要であるとルソーは考えた。男性も欲望だけでなく、この新たな必要によって女性と結びつくことが肝要なのである。こうして男女ともに欲望と必要で結びつく新しい家族は、それゆえ、ルソーが編み出した高度の人為Ⅱ契約である、と捉えることができる。

さらに、男性の新たな必要は、より広いパースペクティブの中で捉えられる必要がある。小パトリと大パトリは連

動しているからである。小パトリは大パトリ（創り出す国家）へ「ルソー・デカルト統合型人間」の代表として男性（父・夫）を送り出す。女性（母・妻）は小パトリの守り手としてその内部に留まり、小パトリの中で絶えず男性（父・夫）への働きかけを続ける。妻の夫へのなすべきことを教える働きかけ、助言は、一時的、一回きりのものであるどころか、繰り返され、夫の妻への見るべきものを教える働きかけともども、相互的な影響の与え合いとなる。男性（父・夫）は小パトリと大パトリとの間を行き来し、大パトリにおいて、市民として立法に直接参画し、一般意志を共同で発見する役割を担う。一般意志とは、大パトリの持つ共同の力を動かす共同の意志のことである。しかし男性の務めはそれに留まらない。なぜなら、創り出す国家（大パトリ）は、「道徳国家」ならざるあるがままの国家（現実国家）に囲まれ、他国からの不当な侵害、侵略の危険にさらされているからである。ルソーはこの点に関してはあくまでリアリストである。あるがままの国家は、創り出す国家のような共同の力、共同の意志を持ちえない。あるのは不和であり、不和は、結局、力を獲得した一握りの者の支配に帰着する。

私たちはすでに「不和」に関しては二章の問題のパラグラフ中に「もし、女性も男性と同じ程度に根源にさかのほることができ、男性も女性と同じ程度に細かいことに気がつくとすれば、両者はいつもたがいに独立していて、たえまない不和のうちに生き、相互の関係はうまくいかないことになる⁽³⁵⁾」という言葉に出合っていた。ルソーは、人間に男性も女性もないのなら、人々は不和のうちに生きるしかない、差異を伴っているからこそ男女が不和のうちに生きず、「共同の目的」に向かつてゆけると主張していたのであった。私たちは、もう一度、ルソーの哲学的人間観に接すべきである。『エミール』中盤の「サヴォワの助任司祭の信仰告白」の中で、真理を求めて苦悩する助任司祭は「わたしはデカルトが真理の探究のために必要としている不確定と疑惑の状態にあった⁽³⁶⁾」と語り始め、次のように言う。

「わたしは哲学者にきいてみた。かれらの書物をひらいてみた。かれらのさまざま意見をしらべてみた。わたしはかれらがみんな傲慢で、断定的、独断的であることを知った。いわゆる懷疑論をとなえていてもそうなので、なにひとつ知らないことはなく、なにひとつ証明するのでもなく、かれらはたがいに相手を嘲笑しているのだが、すべての哲学者に共通なこの点だけがかれらの正しい点であるようにわたしには思われた。攻撃するときには花々しいが、自説を擁護するときにはかれらには力が欠けている。いろいろな理論をしらべてみれば、かれらにはただ破壊的な理論があるだけだ。かれらの票をかぞえてみれば、かれらはみんな一票しかもたないことになる。かれらが一致してやっていることはただ論争するだけだ。かれらの言うことに耳をかたむけるのは、わたしの不確実な状態からぬけだす方法にはならなかった。わたしは人間の精神の無力が人々の考えのあの驚くべき多様性の第一の原因であること、そして傲慢が第二の原因であることを理解した」⁽³⁷⁾。

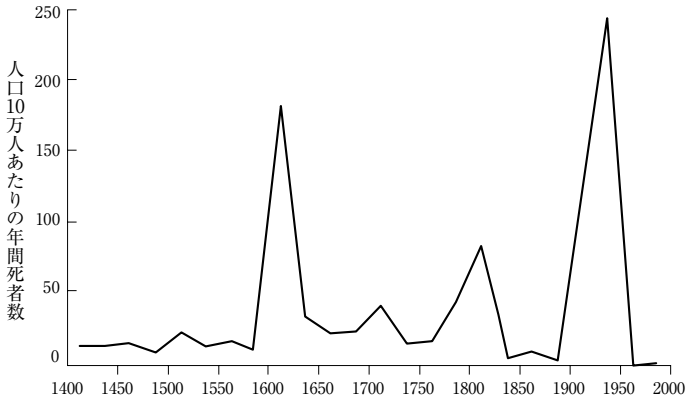
ここで助任司祭が見取った不一致、不和は、単に哲学の世界に留まらず、人間社会全般（あるがままの国家と世界）に通底するものである。人類が辿ってきた人間の歴史に対するルソーの認識はかくのごときのものであり、ルソーが注視しているのは女性の不完全性だけでないことは、ここにも明らかである。要するに、あるがままの国家の不和と力の支配の根本原因は、根源まで遡ることのできるデカルト型人間⇨男性の不完全性にある。さらに言えば、不完全なデカルト型人間の力の支配を許容し、服従し、共犯さえしてきたルソー型人間⇨女性の不完全性にも等分の責任があることになる。目である女性は、腕である男性になすべきことを教えてこなかったのだから。

本章をまとめよう。大パトリの男性⇨市民は、小パトリで女性からなすべきことを教えられて、国内を、共同の意志とそれに服する共同の力で道徳化している。しかし大パトリは、不和と力の支配する戦争国家に包囲されているため、戦争国家が大パトリに侵入してくる際には、市民である男性（父・夫）は道徳国家を守るために、兵士となり戦うことが彼の務めとなる。それゆえ「女性⇨授乳」と対になる「男性⇨戦争」は、道徳国家（大パトリ）の守り手・防衛者を意味していたのである。すでに記したように、ルソーは、古くはウルステンクラフトから現代のフェミニストに至るまで、女性を劣位に置き、家庭に閉じ込めた思想家として反駁の対象になってきた。だが、ルソーの構想において、女性の働きがなければ、国家の暴力性を最小化し、力の暴走を阻止することなど覚束ない。女性の働きは国家の道徳化構想の不可欠にして重要な環である。ルソーは女性を蔑視するどころか、逆に、女性の貢献、役割を自身の政治構想の基底部分に取込み、位置づけた初めての思想家と言えよう。

五 ルソー型国家は膨張する国家なのか

ルソーが二つのパトリ構想を提起した一八世紀後半のヨーロッパは、戦争や暴力の観点から見た時、どのような時代だったのだろうか。ステイブン・ピンカーの『暴力の人類史』に収められている図1を参照してマクロ的に眺望してみよう。⁽³⁸⁾それは、ヨーロッパ圏の武力衝突による死亡率を一四〇〇年から二〇〇〇年までの長いスパンで捉えたものである。人口一〇万人あたりの年間死者数の推移を示すこの図は、ヨーロッパの六〇〇年の歴史上、三つの大きなピークがあったことを教えてくれる。人口比でみた死者数の最大値を示すが両世界大戦の勃発した二〇世紀前半

図1 ヨーロッパ圏における衝突による死亡率（1400～2000年）



原典：「衝突のカタログ」、Brecke, 1999; Long & Brecke, 2003. 歴史的人口推定値は四半世紀末のもので McEvedy & Jones, 1978 による。

出所：ピンカー（2015）（上）411 頁。

のピークであり、第二の値を示すピークが三十年戦争などの宗教戦争に明け暮れた一七世紀初頭であるが、これら二つのピークの間にある三番目の高さを持つピークは、一八世紀後半から上昇し、フランス革命とそれに続く一九世紀初頭のナポレオン戦争期のものである。巨視的にこの六〇〇年間を眺めると、ヨーロッパは戦争期と武力衝突が相対的に少ない「平和」期を繰り返しているが、本稿が問題とする一八世紀後半は、一九世紀初頭のピークに向かう戦争期に当たっている。もう少し丹念に言うならば、この時期のヨーロッパは、相対的に「平穏」な世紀前半から一七五六年に始まる七年戦争（一七五六―六三）を境に、一転して衝突、戦争の続く時代にシフトしてゆく歴史の転換点に当たっているのである。

さてここで私たちは本稿冒頭で予告した問い、疑問と向き合うことにしよう。『戦争法の諸原理』の校訂者ベルナルディは、『戦争法の諸原理』の読解を踏まえて『社会契約論』の再読解に向かう。そして驚くべき見解が引き出される。彼は一七五六年執筆と推定される『戦争法の諸原理』のテーゼと『社会契約論』（一七六二年四月刊）のテーゼを別々の二面図として並立することで満足せ

ず、『社会契約論』それ自体に、異なる二つの概念が内包されていると主張する⁽⁴⁰⁾。異なる二つの概念とは、「主権をもつ人民」と「主権をもつ国／力」を指すが、これらはそれぞれ、権威のパラダイムと国／力のパラダイムと呼び直されている。つまり、ベルナルデイは「政治体の二重の本性」を『社会契約論』の中に読み込み、より踏み込んで言えば、ルソーの契約国家と言えども、国／力の本性を併せ持ち、防衛戦争だけでなく、他国を攻撃する攻撃戦争も行い、膨張する国家となる危険性もあるとの見解を示したことになる。いかにしてベルナルデイはそうした独自の見解を持つに至ったか。それは、ベルナルデイ自身が語っているように、ルソーの読者にはなじみの『社会契約論』第一編第六章の「このように、すべての人々の結合によって形成されるこの公的な人格は、かつては都市国家⁽⁵⁾という名前をもっていたが、今では共和国 (République) または政体 (Corps politique) という名前をもっている。それは、受動的には、構成員から国家 (État) とよばれ、能動的には主権者 (Souverain)、同種のものとは比べるときは国 (Puissance) とよばれる⁽⁴¹⁾」の中の Puissance に着目し、この Puissance をニュートラルに単に国際法上の国の意味に解さずに、力の次元に引き寄せて「国／力」と読み込んだことに根拠を持っている。

しかし、筆者は『戦争法の諸原理』を校訂して一貫性のあるテクストとして再現して見せたベルナルデイとシルヴェストリーニの作業には敬意を表するが、ベルナルデイのこの読み込みには賛同することはできない。それはなぜか。まず『戦争法の諸原理』と『社会契約論』とでは、著作のステイタスに質量ともに圧倒的な差があることが挙げられる。だがそれ以上に重要なのは、構想したより包括的な著作（『政治制度論』）の完遂を断念したルソーが、一方の『戦争法の諸原理』は未完のままに留め、他方の『社会契約論』は現在私たちが親しんでいる定稿として刊行した判断に改めて思いを到すべきではないか、と考えるからである。ベルナルデイの上述の読み込みは、ルソーが『社会契約論』

(二七六二年四月刊)、『エミール』(同年五月刊)で提起した二つのパトリによる政治の道徳化構想の意味、意義を見えにくくし、政治のリアリズムの名の下に、再び政治を戦争の水準、あるがままの国家の次元に押し返してしまいかねないのでないかと危惧するからである。ベルナルデイのテクストの再現作業の功績は、包括的、体系的な著作のプラン(『政治制度論』)が単に口先だけのものではなく、結局は完遂を断念されたとはいえ、途中までルソーが意欲的に取組んだより大きな構想の存在の確かさを私たちに改めて確認させてくれたことに、むしろあるように思われる。

六 結びにかえて

授乳と戦争の関係に焦点を当てたジェンダー視点からの分析によって、ルソーの家族・国家構想は、これまで理解されてきたような家父長制国家論としてではなく、人間の生命の保存という目的達成のために、「小さなパトリ」(家族)の守り手である母と「大きなパトリ」(国家)の防衛者である父という二段構えの守り手、防衛者を配置した「創り出す二つのパトリ論」として読むべきことが明らかとなった。創り出す二つのパトリ構想は、政治を道徳化し、国家を、攻撃戦争を行わぬ膨張しない国家とするための構想であった。以上、本稿の考察から、仮説「ルソー型国家」は膨張しない国家である)は証明された。

(1) 「ルソーのリプロダクション論と18世紀―授乳と戦争―」『経済学論纂』(中央大学) 五七―五・六、二〇一七年三月。なお、これまでに筆者が執筆した戦争に関わる論考を以下に列挙する。

① 「ルソーの戦争論序説―ルソーの戦争論からもう1つのEU統合を考える―」(『中央大学社会科学研究所年報』一八、

二〇一四年八月)。

- ② 「〔暴力〕国家女性」とルソーのアソシアシオン論」(『中央大学経済研究所年報』四六、二〇一五年九月)。
- ③ 「戦争をする国家」から「戦争をしない国家」への転換はいかにして可能かープラトン国家とルソー型国家の比較からの一考察ー」(『白門』六八―三、二〇一六年三月)。
- ④ 「ルソーの一般意志と意志の定観測ーフランス革命、フィヒテ、ルナン、第三帝国ー」(『経済学論纂』(中央大学) 五六―五・六、二〇一六年三月)。
- (2) Rousseau (1969) p. 699 (下一八頁)。
- (3) Wollstonecraft (1995)。
- (4) *ibid.*, p. 235 (二七五頁)。
- (5) ヘルナルデイ (二〇一四)。
- (6) 特に、鳴子博子 (二〇一七) の 3. (1) ルソーの「母の思想・理論」および 4. 結びにかえてーセックスとジェンダー、あるいは自然と習俗ーを参照されたい。
- (7) Huber (2007) p. 118 (一四六頁)。
- (8) Rousseau (1969) p. 700 (下二〇頁)。
- (9) *ibid.*, p. 720 (下六〇―六一頁)。
- (10) *ibid.*, p. 600 (中二二頁)。
- (11) *ibid.*, p. 573 (中一七一頁)。
- (12) *ibid.*, p. 737 (下八九頁)。
- (13) *ibid.*, p. 586 (中一九五頁)。
- (14) *ibid.*, p. 481 (上四七四頁)。
- (15) 鳴子博子 (二〇〇一) の第4章を参照されたい。
- (16) Beauvoir (1949) pp. 281–282 (三六〇頁)。
- (17) *ibid.*, p. 181 (三三一頁)。

ジェンダー視点から見たルソーの戦争論 (鳴子)

- (18) 水田珠枝 (一九七九)。
- (19) Rousseau (1969) p. 469 (上四四九頁)。
- (20) ルソーは、人類には人間を、社会には社会的人間を、国家には市民を与えなければならないとする「父の三重の債務」について語っている。ibid., p. 262 (上五七頁)。
- (21) Rousseau (1969) p. 469 (上四五〇頁)。
- (22) 鳴子博子 (二〇〇一)、『特に第5章を参照されたい』。
- (23) Rousseau (1964) *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les Hommes*, p. 191 (一一七頁)。
- (24) 鳴子博子 (二〇一一) 第6章。
- (25) Rousseau (1969) p. 468 (上四四九頁)。
- (26) 例えば、川合清隆 (二〇〇七)。
- (27) 鳴子博子 (二〇〇一)、『第4章』。
- (28) Rousseau (1969) pp. 469–470 (上四五―四五二頁)。
- (29) ibid., p. 865 (下三四九頁)。
- (30) ibid., p. 867 (下三五二頁)。
- (31) Rousseau (1964) *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les Hommes*, p. 191 (一一六頁)。
- (32) ibid., p. 180 (一〇九頁)。
- (33) Rousseau (1964) *Du Contrat social*, pp. 351–352 (一五頁)。
- (34) Rousseau (1969) p. 702 (下二四―二五頁)。
- (35) ibid., p. 720 (下六一頁)。
- (36) ibid., p. 567 (中一五九頁)。
- (37) ibid., p. 568 (中一六一―一六二頁)。
- (38) Pinker (2011) p. 230 (上四一一頁)。
- (39) 七年戦争は、オーストリア継承戦争に端を発した資源豊かなシュレージエン領有をめぐるオーストリア(マリア・テレジア)

とプロイセン（フリードリヒ二世）との戦いを軸とする。オーストリア陣営にフランス・ロシア、プロイセン側にイギリスがつき、戦いが繰り広げられた。北米における英仏間の植民地戦争も含まれる。

(40) ベルナルデイ（二〇一四）第4章。

(41) Rousseau (1964) *Du Contrat social*, pp. 361–362 (三二頁)。

参考文献一覧

川合清隆（二〇〇七）『ルソーとジュネーブ共和国―民主権論の成立』名古屋大学出版会。

鳴子博子（二〇〇二）『ルソーにおける正義と歴史―ユートピアなき永久民主主義革命論―』中央大学出版部。

（二〇一）『フーコーの権力論からルソーのアソシアシオン（国家）創設論を再考する―バトリオテイスム、ナシヨナリズム、コスモポリテイスムの問題を考えるために―』（『法学新報』（中央大学）一一八―一五・六）。

（二〇二）『ルソーと現代政治―正義・民意・ジェンダー・権力』ヒルトップ出版。

（二〇一四）『ルソーの戦争論序説―ルソーの戦争論からもう一つのEU統合を考える』（『中央大学社会科学研究所年報』一八）。

（二〇一五）『暴力―国家―女性』とルソーのアソシアシオン論（『中央大学経済研究所年報』四六）。

（二〇一六 a）『戦争をする国家』から『戦争をしない国家』への転換はいかにして可能か―プラトン国家とルソー型国家の比較からの一考察―（『白門』（中央大学）六八―三）。

（二〇一六 b）『ルソーの一般意志と意志の定点観測―フランス革命、フィヒテ、ルナン、第三帝国―』（『経済学論纂』（中央大学）五六一五・六）。

（二〇一七）『ルソーのリプロダクション論と18世紀―授乳と戦争―』（『経済学論纂』（中央大学）五七―五・六）。

ブリュノ・ベルナルデイ著・三浦信孝編（二〇一四）『ジャン・ジャック・ルソーの政治哲学―一般意志・民主権・共和国―』勁草書房。

水田珠枝（一九七九）『女性解放思想史』筑摩書房。

Beauvoir, Simone de (1949) *Le Deuxième Sexe, I Les faits et les mythes*, Paris, Gallimard（『第二の性』を原文で読み直す会訳）

ジェンダー視点から見たルソーの戦争論（鳴子）

(一九九七)〔決定版〕『第二の性』新潮文庫。

Huber, Joan (2007) *On the ORIGINS of GENDER INEQUALITY*. Paradigm Publishers (古牧徳生訳 (二〇一一)) 『シエン
ター不平等起源論—母乳育が女性の地位に与えた影響—』晃洋書房。

Pinker, Steven (2011) *The Better Angels of Our Nature: Why Violence Has Declined*. Viking Penguin (幾島幸子、塩原通緒訳
(二〇一五)) 『暴力の人類史』(上) (下) 青土社。

Rousseau, J.-J. (1964) *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, *Œuvres complètes de Jean-
Jacques Rousseau*. Bibliothèque de la Pléiade Ⅲ. Paris, Gallimard (本田喜代治・平岡昇訳 (一九七二) 改訳) 『人間不平等
起原論』岩波文庫。

———— (1964) *Du Contrat social*. OC Ⅲ (桑原武夫・前川貞次郎訳 (一九五四)) 『社会契約論』岩波文庫。

———— (1969) *Émile ou de l'éducation*. OC IV (今野一雄訳 (二〇〇七) 改版) 『エミール』上・中・下、岩波文庫。

Wollstonecraft, Mary (1792) *A Vindication of the Rights of Woman: With Strictures on Political and Moral Subjects*. London
(白井堯子訳 (一九八〇)) 『女性の権利の擁護』未來社。

*本稿は、平成二七年度文部科学省科学研究費助成事業「基盤研究(C)「ルソーのアソシエーション論から女性の能動化と戦争
を阻止する国家の創設を探究する」(15K03292)」による研究成果の一部である。

〔付記〕

本稿は、社会思想史学会第四一回大会(二〇一六・一〇・二九、中央大学後楽園キャンパス)セッションD「社会思想におけ
るリプロダクション」での報告「ルソーのリプロダクション論と18世紀—授乳と戦争—」の一部を基にしている。4章からなる
報告のうち、第1章から第3章に当たる部分は「ルソーのリプロダクション論と18世紀—授乳と戦争—」『経済学論纂』(中央大学)
(第五七巻第五・六号、二〇一七年三月)として論文化された。本稿は、報告の第4章に当たる部分を拡充・発展させて論文化
したものである。

(本学経済学部准教授)